

令和3年8月19日

施設利用のみなさまへ
(学校体育施設開放事業)

倉敷市スポーツ振興課長

学校体育施設開放事業の停止について

現在、倉敷市では新型コロナウイルス感染症が急拡大しています。これに伴い、岡山県に対して、国の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が、令和3年8月20日（金）から令和3年9月12日（日）までの間、倉敷市が措置区域に指定されたことから、以下のとおり、学校体育施設開放事業を停止します。

記

1 停止期間

令和3年8月20日（金）から令和3年9月12日（日）まで

2 停止施設

全ての学校体育施設（運動場・体育館・格技場）

3 その他

- ・小・中学校の安全確保のため、期間中の新規利用・予約を中止します。
- ・既に予約済の場合は、中止または延期を検討してください。
- ・中止または延期が困難であり、感染防止策が徹底されたもののみ利用を認めることとします。
- ・やむを得ず利用を認める場合についても、施設利用は20時までの時間短縮とします。
- ・施設予約をキャンセルしていただいた場合、既に納付されている使用料は、通常の請求により還付します。
- ・今後の状況に応じて、運用を変更する場合があります。